

令和7年度 後期選抜募集要項

福島県立ふたば未来学園高等学校

〒979-0408

福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3

電話 0240-23-6825

ホームページアドレス

<https://futabamiraigakuen-h.fcs.ed.jp/>

1 通学区分

県下一円とする。

2 募集定員

全日制の課程・総合学科募集定員（160名）から、福島県立ふたば未来学園中学校からの入学予定者の数及び前期選抜、連携型選抜の合格者の数を除いた数とする。

なお、前期選抜及び連携型選抜の合格者により募集定員を充足した場合には、後期選抜を実施しない。

3 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

4 アドミッションポリシー

校訓「自立」「協働」「創造」のもと、自らを変革し、地域を変革し、社会を変革していく「変革者」を目指して、本校で学びたいと強く考える生徒を求める。

【アカデミック系列】

地域や世界で活躍することを目指して自らの志を持って学習に励み、学びを深めるために大学への進学を希望する生徒を募集する。

【トップアスリート系列】

サッカー、バドミントン、野球、レスリングの競技における顕著な実績や高い能力を有し、これらを生かして自らの進路を切り拓くことを希望する生徒を募集する。

【スペシャリスト系列】

農業、工業、商業、福祉のいずれかの分野を学ぶ強い意欲を持ち、将来、地域や社会で活躍することを希望する生徒を募集する。

5 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、角形2号の返信用封筒（530円分の切手を貼付し、宛先の住所、氏名を記入したもの）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式共通1号）
地域クラブ活動等の実績を記入する場合、「長所・特技等の記録」の欄に記入する。
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。
 - ③ 受験票用紙（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名及び志願者氏名を記入し、出願課程名を○で囲んだもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
 - ⑤ 令和7年度後期選抜志願者希望系列及びトップアスリート系列種目調べ（本校所定の様式による。）
希望する系列（トップアスリート系列希望者は種目名も）に○を付ける。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名を記入し、出願課程名を○で囲んだもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
 - ⑥ 令和7年度後期選抜志願者希望系列及びトップアスリート系列種目調べ（上記(1)⑤に同じ）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（様式共通4号の2）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として2,200円分の「福島県収入証紙」を所定の位置に貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。
なお、「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、生徒の学費を主として負担している者が、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、返信用封筒（志願者の住所、氏名を記入し、110円分の切手を貼付した長形3号封筒）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年3月17日（月）から3月21日（金）までとする。
郵送の場合には、3月21日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

8 県外からの出願

- (1) 県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が県内に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外からの出願を認める。その場合、上記(1)②に代えて身元引受人の「住民票の写し」を提出する。
- (3) 出願方法及び出願に必要な書類、身元引受人等について不明な点は、在学（出身）中学校を通して本校に問い合わせる。

9 願書受付

- (1) 出願書類の受付時に、受験番号を記入した受験票（様式統一2号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一2号の3）を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、県外から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日（水）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
 - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、本校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に、後期選抜出願先変更者名簿（様式後期3号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ⑤ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
 - (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式共通12号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 志願者は、「受験上の配慮申請書」（様式共通11号）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。
本校校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。
 - ② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（様式共通13号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

13 選抜方法及び選抜資料

以下に示す中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点とし、「特別活動等の記録」は 55 点満点として、合計 190 点満点とする。

ただし、「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接では、本校で学ぶ適性等について確認する。

面接については、段階評価とする。

なお、トップアスリート系列を希望する者には、種目ごとに実技を実施する。

実技では、各種技能や基本的な身体能力を確認する。

競技種目は、特色選抜のトップアスリート型と同様とする。

実技については、段階評価とする。

実技種目及び内容

サッカー	ボールリフティング、パス、コントロール、ゲーム、体力テスト等
バドミントン	ノック、オールショート・ロング、ゲーム等
野球	ベースランニング、ノック、ゲーム形式等 ※ 野球の実技試験は、ソフトボール1号球を使用する。
レスリング	マット運動、体力テスト等

(3) 小論文

思考力、判断力、表現力等を問う小論文を実施する。字数は 400 字程度とする。

小論文は点数化し、50 点満点とする。

14 小論文、面接の日時、日程、会場及び持参物等

(1) 日 時 令和7年3月24日(月) 午前8時40分～正午

(2) 日 程

8:20	8:40	9:00	9:50	10:10	11:00	12:00(予定)
受付 (20分)	連絡 (20分)	小論文 (50分)	休 (20分)	面接	実技	

※ トップアスリート系列以外の希望者は面接までで終了になります。

(3) 集合場所 ふたば未来学園高等学校 南昇降口
(福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3)

(4) 持参物

① すべての受験生

受験票、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、上履き、下足用シューズ袋、腕時計

※ 控室で面接を待つ間、持参した書籍の読書や学習をしてもよい。

② 実技がある受験生

すべての種目：実技のできる服装、体育館用シューズ及びシューズ袋、タオル

サッカー	サッカー用スパイク、シンガード、キーパー用グローブ（ポジションがキーパーの者のみ）
バドミントン	ラケット、バドミントンシューズ
野球	グラブ、野球用スパイク、ユニフォーム、バット（中学校時に使用していた物）
レスリング	Tシャツ、短パン、レスリングシューズ（体育館用シューズでも可）

(5) 留意事項

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 合格者発表

- (1) 令和7年3月25日（火）午後3時以降に、ふたば未来学園高等学校で発表する。
- (2) 電話による合否の問い合わせには応じない。
- (3) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き替えに、合格通知書（様式共通5号）及びその他の書類を交付する。
 交付の場所は、ふたば未来学園高等学校とする。
 交付の時間は、3月25日（火）午後4時30分までとする。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

16 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

○ 本校の各系列について

本校では、生徒の興味・関心や進路希望に応じて、以下の3つの系列の各科目群より科目選択できるよう、1年次から系列毎に教育課程を編成しているため、入学後の系列変更はできません。各系列の特色を理解して志願してください。

アカデミック系列

地域や世界でリーダーシップを発揮し活躍できる資質・能力・態度を身に付け、進学後も学びを深め続ける生徒の育成を目指して、国語・地理歴史・公民・数学・理科・英語・情報の専門的な授業を展開し、解決困難な社会課題に挑戦するために必要な高い学力を育成する教育活動を行う系列です。

トップアスリート系列

スポーツの知識や技術を身に付け、トップアスリートまたは生涯スポーツの担い手としてリーダーシップを発揮し活躍できる生徒の育成を目指して、サッカー・バドミントン・野球・レスリングの専門的な授業を展開し、部活動との連動も図りながら、トップアスリートに必要な技術や態度を育成する教育活動を行う系列です。

スペシャリスト系列

職業分野における専門的な知識と技能を身に付け、地域を支える職業人としてリーダーシップを発揮し活躍できる生徒の育成を目指して、農業・工業・商業・福祉の専門的な授業を展開し、地域社会に山積する課題を解決するスペシャリストに必要な確かな知識と技能を育成する教育活動を行う系列です。

※ トップアスリート系列についての補足事項

- (1) 各競技種目の高い技術・理論の習得を目指しており、授業と部活動を連動させた取組を通して、本校卒業後の進学先や就職先において、専門の競技種目や生涯スポーツ分野で取り組む強い意志のある生徒を求めています。このため、入学後は、出願時に希望した競技種目の部活動に参加することになります。（JFAアカデミー福島に参加する生徒は、本校で学びながらJFAアカデミー福島の活動に参加することとなります。）
- (2) トップアスリート系列の部活動は、上記(1)の理由から、出願時にトップアスリート系列を希望して合格を認められた生徒のみ入部を認めており、原則、他系列の生徒が入部することはできません。

ただし、女子サッカー部、レスリング部については、中学校における競技人口等、競技種目の特性から、入学後、トップアスリート系列以外の生徒の入部も認める場合があります。